

令和 8 年度 集团指導資料

(認知症対応型共同生活介護)

目次

内容

I.	基本方針（基準省令第 89 条）	1
II.	人員に関する基準	1
1.	従業者の員数（基準省令第 90 条）	1
①	介護従業者	1
②	計画作成担当者	1
2.	管理者（基準省令第 91 条）	2
3.	代表者（基準省令第 92 条）	2
III.	設備に関する基準（基準省令第 93 条）	2
IV.	運営に関する基準	2
1.	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針（省令第 97 条）	2
2.	運営規程（基準省令第 102 条）	3
3.	勤務体制の確保等（基準省令第 103 条）	3
4.	業務継続計画の策定等（基準省令第 108 条（第 3 条の 30 の 2 準用））	4
5.	非常災害対策（基準省令第 108 条（第 82 条の 2 準用））	4
6.	衛生管理等（基準省令第 108 条（第 33 条準用））	4
7.	協力医療機関等（基準省令第 105 条）	4
8.	掲示（基準省令第 108 条（第 3 条の 32 準用））	5
9.	地域との連携（基準省令第 108 条（第 34 条準用））	5
10.	虐待の防止（基準省令第 108 条（第 3 条の 38 の 2 準用））	5
11.	利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（基準省令第 108 条（第 86 条の 2 準用））	5
V.	令和 8 年度改正事項（6 月算定分から適用）	6
1.	介護職員等処遇改善加算	6
2.	協力医療機関連携加算	7
3.	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項	8

I. 基本方針（基準省令第 89 条）

要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするもの。

II. 人員に関する基準

1. 従業者の員数（基準省令第 90 条）

① 介護従業者

(a) 日中

→常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3またはその端数を増すごとに1以上

※利用者の数は、前年度の平均値。新規に指定を受ける場合は、推定数。

(b) 夜間・深夜

→夜勤者を夜間および深夜の時間帯を通じて 1以上

※共同生活住居の数が3である場合、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握および速やかな対応を行うことが可能な構造であり、事業者による安全対策、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間および深夜の時間帯を通じて 2以上とすることができる。

(c) 介護従業者のうち 1以上の者は常勤。

※認知症対応型共同生活介護事業所に、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合、（C）の常勤者を置くほか、基準省令第 63 条または第 171 条に定める人員に関する基準を満たす従業者を置いているとき、当該介護従業者は、当該（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

② 計画作成担当者

(a) 事業所ごとに、保健医療サービスまたは福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識および経験を有し、必要な研修（「実践者研修」または「基礎課程」）を修了している者を 専従で1人以上配置する。

※利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事できる。

(b) 計画作成担当者のうち 1以上の者は、介護支援専門員とする。

※併設する（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、配置しなくてもよい。

※介護支援専門員である計画作成担当者は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督する。

※サテライト型事業所については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、「実践者研修」または

「基礎課程」を修了している者を置くことができる。

※介護支援専門員でない計画作成担当者は、特養の生活相談員や老健の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者を充てることができる。

2. 管理者（基準省令第91条）

- (a) 事業者は、共同生活住居ごとに常勤専従の管理者を置かなければならない。
※共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務、または他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- (b) 共同生活住居の管理上支障がない場合、サテライト型事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者を充てることができる。
- (c) 共同生活住居の管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識および経験を有し、特養等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であり、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了しているものでなければならない。

3. 代表者（基準省令第92条）

- (a) 代表者は、特養等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了しているものでなければならない。

III. 設備に関する基準（基準省令第93条）

- (a) 共同生活住居の数は1以上3以下
※サテライト型事業所は1または2
- (b) 共同生活住居の入居定員：5人以上9人以下
- (c) 居室・居間・食堂・台所・浴室・消火設備・その他の非常災害に際して必要な設備・その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設ける
※居室の定員：1人（利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とできる）
※居室の床面積：7.43平方メートル以上
※居間および食堂は、同一の場所とできる
- (d) 事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにする。

IV. 運営に関する基準

1. 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針（省令第97条）

- (a) 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

- (b) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- (c) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (d) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (e) サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (f) 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (g) 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - i. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ii. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - iii. 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。
- (h) 事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受け、結果を公表し、常にその改善を図る。
 - i. 外部の者による評価
 - ii. 第108条において準用する第34条第1項に規定する運営推進会議における評価

2. 運営規程（基準省令第102条）

- (a) 共同生活住居ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておく。
 - 一) 事業の目的および運営の方針
 - 二) 従業者の職種、員数および職務内容
 - 三) 利用定員
 - 四) 指定認知症対応型共同生活介護の内容および利用料その他の費用の額
 - 五) 入居に当たっての留意事項
 - 六) 非常災害対策
 - 七) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 八) その他運営に関する重要事項

3. 勤務体制の確保等（基準省令第103条）

- (a) 事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておく。
- (b) 介護従業者の勤務の体制を定める際、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- (c) 事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
その際、事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- (d) 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な

関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

4. 業務継続計画の策定等（基準省令第108条（第3条の30の2準用））

- (a) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- (b) 事業者は介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的（年2回以上）に実施する。
- (c) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

5. 非常災害対策（基準省令第108条（第82条の2準用））

- (a) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- (b) 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

6. 衛生管理等（基準省令第108条（第33条準用））

- (a) 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じる。
- (b) 事業所において感染症が発生、まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に（年2回以上）実施すること。

7. 協力医療機関等（基準省令第105条）

- (a) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておく。
- (b) 協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努める。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している。
 - 二 当該事業者からの診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保している。
- (c) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認する。
- (d) 1年に1回以上、協力医療機関の名称等を、指定を行った市町村長に届け出る。
- (e) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努める。
- (f) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行う。
- (g) 利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に病状が軽快し、退院が可能となった場合、再び当

該事業所に速やかに入居させることができるように努める。

- (h) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。
- (i) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。

8. 掲示（基準省令第108条（第3条の32準用））

- (a) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（「重要事項」）を掲示する。
※「重要事項」を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることで、上記の掲示に代えることができる。
- (b) 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

9. 地域との連携（基準省令第108条（第34条準用））

- (a) サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員または所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（「運営推進会議」）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設け、記録を作成するし、記録を公表する。
- (b) 事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図る。
- (c) 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

10. 虐待の防止（基準省令第108条（第3条の38の2準用））

- (a) 虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。
 - 一) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）実施する。
 - 四) 措置を適切に実施するための担当者を配置する。

11. 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（基準省令第108条（第86条の2準用））

- (a) 事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的（開催が形骸化することが無いよう留意したうえで、事業所の状況を踏まえた適切な開催頻度）開催しなければならない。
※令和8年度末まで努力義務。令和9年度より義務化。

V. 令和 8 年度改正事項（6 月算定分から適用）

1. 介護職員等処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ
イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 210 に相当する単位数（元 1000 分の 186）
- 2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ
イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 228 に相当する単位数（新設）
- 3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ
イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 202 に相当する単位数（元 1000 分の 178）
- 4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ
イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 220 に相当する単位数（新設）
- 5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）
イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 179 に相当する単位数（元 1000 分の 155）
- 6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）
イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 149 に相当する単位数（元 1000 分の 125）

● 厚生労働大臣が定める基準

60 認知症対応型共同生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準（第 44 号準用）

イ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

一) 当該指定特定施設が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給または決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

二) 当該指定特定施設において、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

2) 当該指定特定施設において、（1）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準（本加算

による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

- 4) 当該指定特定施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
 - 5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
 - 6) 当該指定特定施設において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
 - 7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - 一) 介護職員の任用の際における職責または職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - 二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - 三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。
 - 四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
 - 五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - 六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - 8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
 - 9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
 - 10) 認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又（Ⅱ）のいずれかのいずれかを届け出ていること。
- ロ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
- 1) イ（1）から（10）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - 2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - 一) 認知症対応型共同生活介護費における生産性向上推進体制加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していること。
 - 二) 連携推進法人に所属していること。
- ハ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）
- 1) イ（1）から（9）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - 2) ロ（2）に掲げる基準に適合すること。
- ホ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）
- 1) イ（1）（一）および（2）から（8）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ヘ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）
- 1) イ（1）（一）、（2）から（6）まで、（7）（一）から（四）までおよび（8）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

2. 協力医療機関連携加算

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスに要す

6 認知症対応型共同生活介護費 (11) 協力医療機関連携加算について

①～③ (略)

④ 「会議を定期的で開催」とは、次のいずれかに該当するものであること。なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い入居者がいる場合においては、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましい。

イ) 電子的システムにより当該協力医療機関において、当該事業所の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、年1回以上開催すること

ロ) 年3回以上開催すること。ただし、入院の必要性が認められた当該事業所の入居者が当該協力医療機関で年2件以上入院した場合または往診の必要性が認められた当該事業所の入居者に当該協力医療機関が年2件以上往診を実施した場合には、当該協力医療機関との会議の開催を年1回以上開催することで差し支えないこととする。また、この場合において、入退院または往診に際して当該協力医療機関の職員と、当該事業所の入居者の急変時の対応方針および診療または入院若しくは往診依頼時の連絡方法等に係る適切な情報共有が行われていること。

⑤～⑦ (略)

3. 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項 1 通則

(8) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

①～③ (略)

④ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

小規模多機能型居宅介護事業所ならびに看護小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員およびサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所ならびにサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における指定地域密着型サービス基準第63条第12項に規定する研修修了者ならびに認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合および認知症対応型共同生活介護事業所(サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所を除く。)における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取扱いとする。

ただし、都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、研修

を修了することが確実に見込まれる職員（以下この④において「研修未修了職員」という。小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては介護支援専門員を、認知症対応型共同生活介護事業所にあつては計画作成担当者を指す。）を新たに配置した場合は、当該配置の翌月から、当該研修未修了職員が研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする。なお、当該研修未修了職員が研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月（⑤が適用されている場合は人員欠如が発生した月から起算して第四月目に当たる月）に遡って減算を行うこととする。ただし、当該研修未修了職員が研修を修了しなかった理由が、当該研修未修了職員の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合、当該離職等の翌々月までに、研修未修了職員を新たに配置したときは、当該配置を行った月から、当該研修未修了職員が研修を修了するまでの間は、引き続き減算対象としない取扱いとすることで差し支えない。

⑤ 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数を下回った場合（③および④の場合に限る。）であつて、次のイからニまでの全てに該当するときは、③および④前段の規定にかかわらず、1年に1回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に基づく減算の適用を猶予する。

この場合、職員の確保に係る取組および一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを別紙様式 11 に記載し、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月までに速やかに市町村長に報告すること。なお、別紙様式 11 には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付すること。

イ) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 8 条に定める公共職業安定所（以下単に「公共職業安定所」という。）または都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の同法第 33 条に定める無料の職業紹介事業（以下単に「無料職業紹介事業」という。）を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所または無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。

ロ) 職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合には、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。

ハ) 公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所または施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。

ニ) やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所または施設は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努める。

⑥～⑦ (略)

• 改正に関する Q&A

Q	A
<p>「突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情」とはどのような場合か。</p>	<p>例えば、以下のような場合において、職員が一時的に不足する状況が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員や家族の突発的な体調不良等により 1 か月を超える不在が見込まれる場合

	<ul style="list-style-type: none"> • 職員の自己都合による急な離職等が複数重なった場合 <p>なお、職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合においては、公共職業安定所または都道府県ナースセンター、福祉人材センター等に求人の申込みを行うに当たって、職員の短期的な不在を補うためだけでなく、長期的に安定的な人材確保を図る観点から求人内容を検討すべきであることに留意すること。</p>
<p>「1年に1回に限り、」とあるが、1年はいつから起算するのか。</p>	<p>突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月の初日から起算する。</p>
<p>「公共職業安定所または無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所または施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい」とあるが、自ら管理するホームページ等を有しない場合はどのように対応するか。</p>	<p>自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。</p>

令和8年5月8日付 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導および福祉用具貸与に係る部分）および指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の発出に伴うQ&A